



## ～ トピックス ～

**「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点**  
3月・4月は、採用や退職による人事異動が多い時期です。届出の提出漏れがないようご注意ください。 **詳しくはP.2へ**

**「賞与支払届」の提出はお済みですか？**  
賞与を支給したとき、支給日から5日（船員保険の場合は10日）以内に年金事務所に提出してください。 **詳しくはP.3へ**

**退職後に任意継続健康保険の加入を希望する方へ**  
一定の条件を満たしていれば、退職後も「任意継続被保険者」として健康保険への加入が可能です。 **詳しくはP.4へ**

**「医療費のお知らせ」をお送りいたしました**  
平成29年度から「医療費のお知らせ」は確定申告の医療費控除の添付書類として利用できます。 **詳しくはP.5へ**

**鴨川シーワールド特別割引期間のお知らせ**  
3月は特別割引でご利用いただけます。 **詳しくはP.7へ**

**木更津市江川海岸「潮干狩り」の補助券を配布します**  
好評の「潮干狩り」補助券を今年もご用意しました！ **詳しくはP.8へ**

## 紙面から

### 日本年金機構からのお知らせ

- ・「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点 …… P. 2
- ・賞与支払届の提出はお済みですか？ …… P. 3

### 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

- ・退職後に任意継続健康保険の加入を希望する方へ …… P. 4
- ・「医療費のお知らせ」について …… P. 5
- ・協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口営業 …… P. 5

### 千葉県社会保険協会からのお知らせ

- ・S1グランプリのお知らせ …… P. 6
- ・鴨川シーワールド特別割引期間のお知らせ …… P. 7
- ・冬山の家開設「ホワイトハウス マスエン」のご案内 …… P. 7
- ・木更津市江川海岸「潮干狩り」の補助券の配布について …… P. 8

## ● 日本年金機構からのお知らせ ●

### 「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点

従業員を採用したときや従業員が退職(死亡)したとき、事業主は、管轄の年金事務所に、「被保険者資格取得届」および「被保険者資格喪失届」の提出が必要です。

3月・4月は、採用や退職による人事異動が多い時期です。届出の提出漏れがないようご注意ください。

#### 被保険者資格取得届

従業員(被保険者)の資格取得日から5日以内に提出

##### ◎資格取得日

事実上の使用関係が発生した日が資格取得日です。

試用期間であっても報酬を支払うなど、事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。

資格取得日が60日以上さかのぼる場合には、事実確認のため、賃金台帳および出勤簿の写しを添付してください。

##### ◎年金手帳等の添付の省略

事業主が、「資格取得届」に記入した内容(個人番号・基礎年金番号・氏名・生年月日等)を、年金手帳等と照合・確認した場合は、年金手帳等の添付を省略できます。

##### ◎被扶養者の届出等

従業員(被保険者)に扶養する家族がいる場合は、「被扶養者(異動)届」をあわせて提出してください。

##### ◎70歳以上の方の採用

過去に厚生年金保険に加入されていた70歳以上の方を採用した場合は、「厚生年金70歳以上被用者該当届」をあわせて提出してください。

#### 被保険者資格喪失届

従業員(被保険者)の資格喪失日から5日以内に提出

##### ◎資格喪失日

退職(死亡)日の翌日が資格喪失日です。

月の末日に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となります。備考欄に、退職または死亡した年月日を記入してください。

資格喪失日が60日以上さかのぼる場合には、事実確認のため、賃金台帳および出勤簿の写しを添付してください。

##### ◎健康保険証等の添付

退職(死亡)した従業員(被保険者)とその扶養家族の「健康保険被保険者証」の添付が必要です。紛失等により添付や返納ができない場合は、「資格喪失届」に理由を記載するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。また、「高齢受給者証」「健康保険特定疾病療養受給者証」「健康保険限度額適用標準負担額減額認定証」等の交付を受けている場合は、同様に添付してください。

##### ◎その他の留意点

60歳未満で退職した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。退職日の翌日から14日以内に、年金手帳等を持参のうえ、お住まいの市区町村役場または年金事務所で手続きしてください。



## 「賞与支払届」の提出はお済みですか？

賞与を支給したときは、支給日から**5日以内**に、「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出してください。

この届出により、保険料や将来受け取る年金額の基礎となる**標準賞与額\***が決定されます。適正な届出をお願いします。

\* 標準賞与額:賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額をいいます。

保険料は、標準賞与額に保険料を乗じて計算されます。



### 届出にあたっての注意点

#### 1:届出用紙の送付

- ① 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所  
被保険者の氏名や生年月日を印字した届出用紙を前月に送付します。
- ② 賞与支払予定月を日本年金機構に登録していない事業所  
届出用紙は送付されません。届出用紙は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードするか、管轄の年金事務所からお取り寄せください。  
今後、届出用紙の送付を希望される場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届(処理票)」を管轄の年金事務所へ提出して、賞与支払届を登録してください。

#### 2:届出用紙の記入

- 日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与等の支払いがない場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出が必要です。「被保険者賞与支払届総括表」の「④支給・不支給」欄の「不支給1」に○印をつけて提出してください。
- 提出する「被保険者賞与支払届」が2枚以上ある場合には、2枚目以降の事業主記載欄および社会保険労務士記載欄の押印は省略できます。
- 記入に際しては、「被保険者賞与支払届」裏面【記入の方法】、または、日本年金機構ホームページ【届書記入例】をご確認ください。

#### 3:届出用紙の提出

- 資格取得月と同月に資格喪失した場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与については保険料賦課の対象となるため、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。
- 育児休業等による**保険料免除期間**や**資格喪失月**に支払われた賞与も、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。ただし、これらについては保険料賦課の対象となりません。
- 賞与を**年度内4回以上**支払う場合は、標準報酬月額(算定基礎届)に算入されるため、「被保険者賞与支払届」の提出は不要です。
- 「被保険者賞与支払届」は、**電子申請**や**電子媒体(CD・DVD)**により提出することもできます。

詳しくは

日本年金機構ホームページの

事業主の方

シーン別手続き案内

従業員に関する手続き

従業員に賞与を支給したときの手続き



# 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼  
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

## 退職後に任意継続健康保険の加入を希望される方へ

健康保険制度では、被保険者（加入者ご本人）が退職等により健康保険の資格を喪失した際に一定の条件を満たしていれば、引き続き「任意継続被保険者」として健康保険に加入することができます。

### 協会けんぽの任意継続被保険者になるためには

以下の条件を満たしている必要があります。

- ◆退職日までに、継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ◆75歳未満であること。
- ◆退職日の翌日（資格喪失日）から**20日以内**に申請すること（20日目が土日祝日の場合は翌営業日） ※郵送の場合は、**20日以内に必着**でご提出ください。



<b>申請方法</b>	◆「任意継続被保険者資格取得申出書※」を居住地の都道府県にある協会けんぽ支部へご提出ください。 <b>提出は原則郵送となります。</b> ※申請用紙の入手方法は協会けんぽのホームページから印刷していただくか、インターネット環境がない方はお電話等いただければお送りいたします。
<b>保険料</b>	◆退職時の健康保険料（40～64歳の方は介護保険料も含む）の約2倍の額※となります。 ⇒ <b>保険料は原則2年間は変わりません。</b> ※健康保険料の基準となる退職時の標準報酬月額には上限が設けられています。 ※健康保険料はお住まいの都道府県の保険料率によって変わりますのでご注意ください。
<b>添付書類 ・ その他 注意事項</b>	◆添付書類 ○被扶養者がいる場合 ⇒ご家族を被扶養者として加入させる場合は、 <b>被扶養者の収入の有無に関わらず、収入確認書類や生計維持関係を証明できる書類の添付が必要となります。</b> 添付書類等の詳細は、「任意継続被保険者資格取得申出書 記入の手引き」または協会けんぽのホームページをご覧ください。 ○被扶養者がいない場合 ⇒添付書類は必要ありません。 ◆注意事項（マイナンバーについて） ⇒ <b>被扶養者の方は必ずマイナンバーの届け出が必要</b> となりますので、「任意継続被保険者資格取得申出書」の該当欄に記入をお願いいたします。

## 退職後の健康保険加入のご案内(3つの比較)

在職時の健康保険証が使えるのは**退職日まで**です。  
保険料などを比較したうえで、ご自身で新しい健康保険への手続きをお願いいたします。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
保険料	退職時の健康保険料（被保険者負担分）の約2倍 ※金額に上限があります	加入する世帯の人数や前年の所得等によって決まる ※離職理由により保険料が軽減される場合があります	なし （被扶養者の保険料負担はありません）
加入条件	退職までに被保険者期間が継続して <b>2ヶ月以上</b> あること 退職日の翌日から <b>20日以内</b> の手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
手続先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先

【任意継続についてのお問い合わせ先】

居住地为千葉県の方：千葉支部業務グループ（Tel 043-308-0523）  
居住地为千葉県以外の方：居住地の都道府県にある協会けんぽ支部



# 平成31年1月下旬、 「医療費のお知らせ」をお送りいたしました



事業主・加入者の皆様へ

協会けんぽでは、年に一度「医療費のお知らせ」を事業主様宛にお送りしております。この「医療費のお知らせ」をお送りしている目的は、各医療機関等で健康保険証を使い、受診した際にかかった医療費等をお知らせすることで、加入者の皆様に健康保険の利用に対する関心を高めていただくためです。

また、平成29年より「医療費のお知らせ」を確定申告の医療費控除の添付書類として利用できるようになりました。平成31年1月下旬に「平成29年11月～平成30年9月」の間に健康保険証で受診された医療費を掲載してお送りしていますので、ご確認ください。

**注意** 「平成30年10月～平成30年12月」の医療費※につきましては、今まで通りお手持ちの領収書等でご対応いただきますようお願いいたします。

※医療費のお知らせの作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要となりますが、医療機関等で受診した月から協会けんぽに届くまでに3か月以上かかります。2月の確定申告時期(例年2月16日～3月15日)に医療費のお知らせをご利用いただくため、9月分までとさせていただきます。



医療費控除の申告方法についての詳細は、国税庁ホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。  
医療費控除の申告方法については協会けんぽでお答えできませんのでご注意ください。

## 協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口(3月の開設日)

**木更津・船橋年金事務所出張窓口**  
(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

平成31年3月

日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

**市川年金事務所出張窓口**

(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)  
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

平成31年3月

日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	

**協会けんぽ年金事務所  
出張窓口 開設時間**

AM 8:30~12:00  
PM 13:00~17:15  
※12:00~13:00は不在となります。

■ : 開設日

お問い合わせの際に間違い電話となり、多大なご迷惑を被っている方がいらっしゃいます。電話番号をよくお確かめのうえ、くれぐれもお間違のないようお願い申し上げます。

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。







Strawberry

いちごの里

Sammu

さんむで

Sweets&

いちごスイーツ対決!

Sakura

桜まつり

# S1グランプリ Grand Prix

お問合せ:S1グランプリ実行委員会事務局(山武市わがまち活性課内) 0475-80-1202

## 第8回 いちごの里さんむ S1グランプリ&桜まつり

2019 **3.30** **土**

10:00▶15:00

(S1グランプリの投票は12:00まで)

雨天決行(荒天中止)

会場:さんぶの森公園 ふれあい広場



さんぶの森公園  
Google マップ



山武市マスコットキャラクター  
SUNムシくん

# 桜まつり

ステージ  
出演決定!



山武市観光大使  
白石藤子さん



千葉県いちご組合連合会  
いちご大使 大石まどかさん

地元特産品販売・体験ブースがあります!



山武市観光協会 HP

お問合せ:山武市商工会(0479-86-5147) 山武市観光協会(0475-82-2071)

**駅からハイキング 同時開催 3/29(金)~3/31(日)**

主催:S1グランプリ実行委員会

共催:山武市、NPO法人山武市観光協会、山武市成東観光等組合、山武市商工会、成東駅前あじよすっ会、さんむエコノミックガーデニング推進協議会

協力:公益社団法人千葉県観光物産協会、山武農林業振興普及協議会、九十九里地域観光連盟

ご来場する方へ… ○各出店者のスイーツを食べた後、12:00までに指定された投票箱へ投票してください。 ○スイーツは有料販売となります。 ○スイーツは数に限りがあるため、終了時間が早まる場合がございます。 ○補助犬を除きペットの同伴はご遠慮ください。

山武市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのスリランカのホストタウン、事前キャンプ地です



鴨川シーワールド入園料の特別割引期間のお知らせ



「海の世界との出会い」

当会にて配布している割引券(2019年3月31日まで有効のもの)をシーワールド入園券販売窓口にご提出することにより、**本年3月1日(金)～31日(日)までの期間に限り、特別割引**となります！

鴨川シーワールド入園料の特別割引料金表

	区分	一般料金	窓口支払料金 (協会発行の割引券使用)	特別割引料金
大人	高校生以上	¥ 2,800	¥ 1,950	¥ 1,500
子供	4歳～中学生	¥ 1,400	¥ 900	¥ 670
シニア	65歳以上	¥ 2,200	¥ 1,700	¥ 1,500

●**申込方法** 社会保険の記号番号と事業所名、所在地、電話番号と所要枚数(大人○枚・子供○枚・シニア○枚)をA4サイズの用紙に記入し、割引券送付先を記入した返信用封筒(92円切手貼付で30枚まで送付可能)を同封のうえ、郵送にて当協会(下記宛先)へお申込みください。

※**1事業所につき各券15枚まで**とさせていただきます。  
※割引券がなくなり次第、配布終了といたします。

宛先	〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 一般財団法人 千葉県社会保険協会 ☎043-233-3971
----	--

3/31まで開設中

石打丸山スキー場

ホワイトハウス マスエン

当館は新潟県石打丸山スキー場の民宿街の中心に位置し、リフトまで徒歩1分の絶好のロケーション！また、山の幸・海の幸と良質米を加えたスタミナ料理と4階の大展望風呂が自慢です。

スキー用具やウェアのレンタルもできます♪

●**開設期間** 2018年12月15日(土)から2019年3月31日(日)まで

●**ところ** 新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」  
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626-1  
Tel. 025-783-2440 (FAXも同番号)

●**申込方法** 直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください。予約完了後「保養所利用申込書」の所要事項にご記入のうえ、当協会にご送付ください。受付後、当協会から「利用案内書」を送付いたしますので、ご利用日にマスエンにお渡しください。

●**契約利用料金** (1泊2日2食付)  
一般は7,000円ですが、被保険者様および被扶養者様(小学生以上)は、**1人1泊につき1,000円を補助**しますので、6,000円となります。  
※料金はご利用の際、直接お支払いください。

●「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先 ●  
**千葉県社会保険協会 冬山の家 係**  
〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13  
問合せ先 Tel. 043-233-3971

今季オープン!



石打丸山  
「リゾートセンター」  
世界最新鋭ゴンドラ  
「Sunrise Express」

縦じて保管しましょう!!

いちご狩り補助券を増刷しました。

前頁『S1グランプリ』も開催予定の山武市成東のいちご狩りの補助券を増刷しました！  
ご申請がまだの事業所様はこの機会にぜひ♪

※申請手順については、機関紙「社会保険ちば」秋号、もしくはHP版「社会保険ちば」10月・11月号をご覧ください。

表紙写真説明

「二つの太陽」  
(撮影場所 浦安市舞浜)  
社会保険写真コンテスト応募作品  
船橋市 豊富福祉会  
河合 千賀子氏 撮影

# 木更津市江川海岸「潮干狩り」補助券を配布します



- **利用期間** 2019年3月21日(木・祝)～2019年7月21日(日)
- **と ころ** 木更津市江川海岸 潮干狩り場 TEL 0438-41-1960 (営業時間のみ)  
江川漁業協同組合 TEL 0438-41-2234(代) 木更津市江川576-6 HP <http://egawa-gyokyou.or.jp>
- **参加資格** 会員事業所の被保険者様とご家族様。ただし1事業所20枚まで
- **入 場 料** 入場料より補助料金(大人750円、小人450円)を差し引いた金額を当日潮干狩り場(第一料金所)にてお支払いください。

### 潮干狩り料金表 (網なし)

	区分	契約料金 (団体料金)	補助料金	窓口支払料金
大人	中学生以上	¥1,700	¥750	¥950 (2kgまで)
小人	4歳～小学生	¥850	¥450	¥400 (1kgまで)

※大人2kg、小人1kg以上の採貝は、超過扱いとなり自己負担となります。  
**(超過採貝料金：1kgにつき900円)**

- **申込方法** 下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、補助券送付先を記入した返信用封筒(92円切手貼付)を必ず同封のうえ、郵送にて当協会(下記宛先)へお申込みください。※同封いただく返信用封筒にて補助券および潮見表を送ります。

宛先	一般財団法人 千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 ☎043-233-3971
----	---

- **申込期間** 2019年2月4日(月)～2019年4月19日(金) ※補助券がなくなり次第、配布を終了いたします。

## 2019年 潮見表

下記の時間帯が潮干狩りに適しますが、当日の気象条件により多少変化します。

※印の日は、潮干狩りはできません。

3月					21(祝)	22(金)	23(土)	24(日)	25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	29(金)	30(土)	31(日)	
					10:00~12:00	10:30~13:00	11:00~14:00	11:30~14:30	12:00~15:00	13:00~16:00	※	※	※	※	※	
4月	1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)	9(火)	10(水)	11(木)	12(金)	13(土)	14(日)	15(月)	16(火)
	※	※	※	※	10:00~12:30	10:30~13:00	10:30~13:30	11:00~14:30	11:30~15:00	12:00~15:30	13:00~16:00	※	※	※	※	※
5月	17(水)	18(木)	19(金)	20(土)	21(日)	22(月)	23(火)	24(水)	25(木)	26(金)	27(土)	28(日)	29(祝)	30(火)		
	※	9:00~11:30	9:00~12:30	9:30~13:30	10:00~14:00	10:30~14:30	11:00~15:00	12:00~15:30	13:00~16:00	※	※	※	※	※		
6月	1(水)	2(木)	3(祝)	4(祝)	5(祝)	6(振)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	11(土)	12(日)	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)
	※	※	9:00~11:30	9:00~12:00	9:30~13:00	10:00~13:30	10:00~14:30	11:00~15:00	11:30~15:30	12:30~16:00	※	※	※	※	※	※
7月	17(金)	18(土)	19(日)	20(月)	21(火)	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)	26(日)	27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	31(金)	
	8:30~11:30	8:30~12:30	9:00~13:00	9:30~14:00	10:00~14:30	10:30~15:00	11:30~15:30	12:30~16:00	※	※	※	※	※	※	※	
8月	1(土)	2(日)	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	8(土)	9(日)	10(月)	11(火)	12(水)	13(木)	14(金)	15(土)	16(日)
	8:30~11:30	8:30~12:00	9:00~13:00	9:30~13:30	10:00~14:30	10:30~15:00	11:30~15:30	12:30~16:00	14:00~16:00	※	※	※	※	8:00~10:00	8:00~11:30	8:30~12:30
9月	17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	22(土)	23(日)	24(月)	25(火)	26(水)	27(木)	28(金)	29(土)	30(日)		
	9:00~13:00	9:00~13:30	10:00~14:30	10:30~14:30	11:30~15:00	12:30~15:30	※	※	※	※	※	※	※	8:00~10:30		
10月	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	12(土)	13(日)	14(月)	15(火)	16(水)
	8:00~12:00	8:30~12:30	9:00~13:30	9:30~14:30	10:30~15:00	11:30~15:30	12:30~16:00	※	※	※	※	※	7:30~10:00	7:30~11:00	8:00~12:00	8:30~12:30
11月	17(水)	18(木)	19(金)	20(土)	21(日)											
	9:30~13:30	10:00~14:00	10:30~14:00	11:30~14:30	12:00~14:30											

※印刷してお申込みください

### 江川海岸潮干狩り補助券申込書

潮干狩り補助券 大人 \_\_\_\_\_ 枚  
小人 \_\_\_\_\_ 枚 を申込みます。

事業所記号 \_\_\_\_\_ 事業所番号 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
所在地 〒 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

※返信先記入済の返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。